

大楽毛地区義務教育学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市がめざす学校のすがた基本計画（令和4年12月23日策定）に基づき、釧路市立大楽毛小学校（以下「小学校」という。）、釧路市立大楽毛中学校（以下「中学校」という。）において、施設一体型の義務教育学校の開校に向けた協議を行うため、大楽毛地区義務教育学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育学校の学校名、校歌、校章に関する事。
- (2) 義務教育学校の通学の安全確保等に関する事。
- (3) 義務教育学校の教育目標、教育課程の編成、魅力と特色ある学校づくりに関する事。
- (4) 義務教育学校の制服、ジャージに関する事。
- (5) 義務教育学校開校までの小学校と中学校の学校間交流に関する事。
- (6) その他義務教育学校の開校準備に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 校下における未就学児童の関係者
- (3) コミュニティ・スクール協議会の代表者
- (4) 地域や町内会等の関係者
- (5) 校長及び教頭
- (6) その他教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定に基づき教育長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を1名、副会長を若干名置き、会長は委員の互選によりこれを定める。副会長は会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、会議の効率的な運営を図るため、中学校及び小学校の校長のもと、教職員の代表者等から構成する教育部会を置き、第2条第2号、第3号、第4号及び第5号について協議を行うことができる。

(意見の聴取及び資料の提出)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(情報の提供等)

第9条 協議会における協議内容等については、適宜、保護者や地域住民に情報を提供するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。